

調達等審査委員会の活動状況

2021年3月8日

（設置に至る経緯・目的①）

- ◆ 2019年9月27日 ・新聞報道により**金品受取事案の発覚** ・経産省から「報告徴収命令」を受領
- ◆ 2019年10月2日 ・**第三者委員会の設置**を決定
- ◆ 2020年3月14日 ・**第三者委員会から「調査報告書※」**を受領 ・経産省へ「報告徴収命令に対する報告」を提出
- ◆ 2020年3月16日 ・経産省から「業務改善命令」を受領
- ◆ 2020年3月30日 ・経産省へ**「業務改善計画」を提出 ⇒ P3**

＜※第三者委員会報告書の概要＞

●調査の経緯

金品受取り問題について客観的かつ徹底的な調査を行うため、2019年10月2日、中立・公正な社外委員のみで構成される第三者委員会を設置することとし、同9日に調査を委嘱した。

●調査期間、委員会の開催日程

・2019年10月9日から2020年3月13日までの間、調査を実施。委員会を計14回開催。

●調査内容①：関西電力等の役職員による金品受領

- ・当社グループ役職員合計75名が、森山氏等から、総額約3億6000万円相当の金品を受領していた。
- ・東日本大震災以降、原子力発電所の新規制基準対応等から、原子力発電所における工事発注の増加と時期を同じくして、金品を受領した役職員数や受領する金品の額も大きく増加した。
- ・金品を受領した役職員の多くは、受領し管理していた現金・商品券等を用いて同額相当の品物を購入し、森山氏に贈ることで金品相当額を返却していた。

●調査内容②：事前発注約束等

- ・当社役職員が、森山氏の要求に応じる形で、個別の工事等や発注予定額に見合う工事等を発注することを約束し、実際に発注を行っている場合もあった。また、現在または将来の工事案件や工事概算額等の情報を提供していた。
- ・この行為は、特命発注案件に関しては、発注プロセスの適切性・透明性等をゆがめる行為で、当社の利益をも損なわせるおそれをはらんでおり、コンプライアンス上極めて重大な問題であった。なお、工事の発注金額については、不合理であったと認めるまでには至らなかった。
- ・競争発注案件の入札にあたって、森山氏に提供した情報が有利に働き、その結果、競争発注が不適切になっていた面がある。また、不適切な取扱いによって落札者が事前に決定しているなど、競争発注が一部で形骸化していた可能性がうかがえる。

＜原因分析＞

- ①業績や事業活動をコンプライアンスに優先させるべきではないという意識を欠いたこと
- ②経営陣が、本件問題と正面から向き合い、是正する決断力を欠いたこと
- ③透明性を欠く誤った「地元重視」が問題行為を正当化していたこと
- ④原子力事業本部が閉鎖的で、同部に対するガバナンスが不足していたこと
- ⑤本件問題発覚後の事後対応においても露見した身内に甘い脆弱なガバナンス意識
- ⑥内向きの企業体質（ユーザー目線の欠落と透明性の軽視）

（設置に至る経緯・目的②）

電気事業法に基づく業務改善計画（2020年3月30日経済産業大臣に提出）は以下のとおり。

①健全かつ適切な業務運営に取り組むための法令等遵守体制の抜本的な強化ならびに法令等遵守を重視する健全な組織風土の醸成

- （１）外部人材を活用したコンプライアンス体制の再構築
- （２）コンプライアンス意識の醸成・徹底

②工事の発注・契約に係る業務の適切性および透明性を確保するための業務運営体制の確立

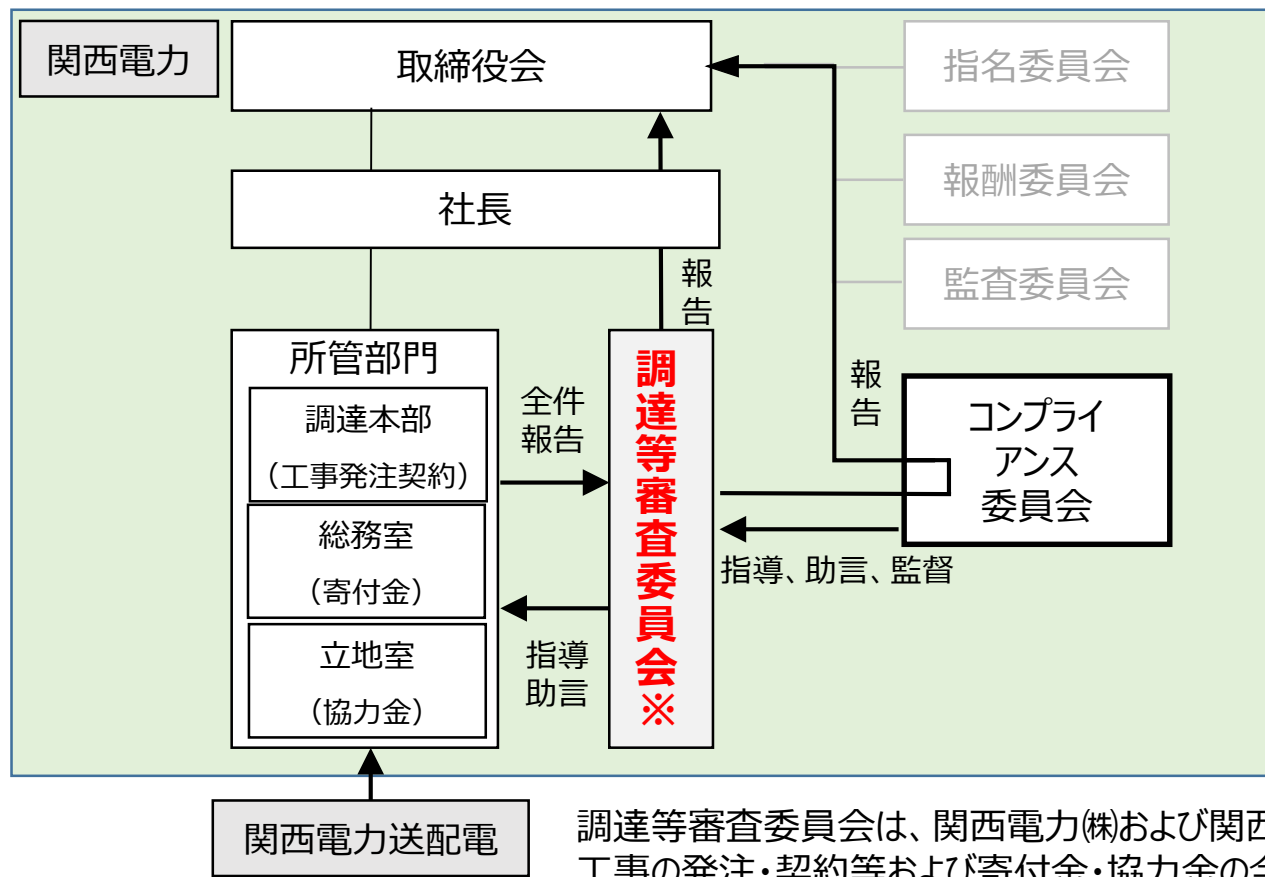
- （１）工事の発注・契約手続き等に係る仕組みの見直し
- （２）工事の発注・契約手続き等に係る不適切な運用の禁止
- （３）子会社からの発注の透明性確保（ルールの見直しなど厳正化）
- （４）不適切な事象が判明した取引先への厳正な対処

③新たな経営管理体制の構築

- （１）外部人材を活用した実効的なガバナンス体制の構築
- （２）原子力事業本部に対する実効的なガバナンス体制の構築

上記の②に対応するため、調達等審査委員会を設置した（2020年4月28日）。

（位置づけ）



※「調達等審査委員会」は社長以下執行側の機関として設置

※「調達等審査委員会」の事務局は、所管部門から独立した経営企画室（２名）に設置。

具体的には、委員会が審査を行う対象リストの収集や、委員からの指導助言事項の実現に向け、所管部門との調整を行う。

委員会および経営企画室の活動をサポートするため、監査法人（８名）を外部委託先として活用しており、審査に必要な情報収集を行う他、監査法人のノウハウを活かし、審査の補助を実施している。

（構成員）

複数の社外委員とコンプライアンス推進室を担当する役員である社内委員で構成。

委員長 瀧 洋二郎 弁護士（浅岡・瀧法律会計事務所）

社外委員 高田 篤 公認会計士（仰星監査法人）

石亀 篤司 大阪府立大学教授

社内委員 彌園 豊一 関西電力(株) 取締役代表執行役副社長（コンプライアンス推進室担当役員）

（開催実績）

回数	月日	議題
第1回	5月26日	工事の発注・契約等や寄付金・協力金支出の手続きに関する社内規程の適切性や審査の方法等
第2回	6月19日	工事の発注・契約等や寄付金・協力金支出の手続きに関する社内規程の適切性や審査の方法等
第3回	7月30日	個別案件（工事の発注・契約等、寄付金・協力金）の審査結果
第4回	10月8日	個別案件（工事の発注・契約等、寄付金・協力金）の審査結果や自部門契約牽制強化の仕組みづくりについて
第5回	12月14日	子会社を含めた個別案件（工事の発注・契約等、寄付金・協力金）の審査結果

以上、第1回～第5回までの調達等審査委員会を、構成員全員が出席し開催した。

（審査案件抽出方法の考え方）

- 工事の発注・契約等については、調達本部が調達等審査委員会に対し、審査対象期間において対象となる全件リストを提出し、そのうえで調達等審査委員会が、詳細審査を行う案件を抽出
 - ① 金品問題に関連した4社に関する案件は全件を抽出
 - ② ①以外で、リスクが高いと想定される案件として、例えば、全契約の中で特命発注の割合が高い取引先をリストアップし、その取引先との契約を審査対象とするなど、複数の条件を設定し抽出なお、委員からの助言を受け、第５回委員会からは、②における抽出の恣意性を完全に排除するため、対象全件を母集団としてランダム抽出された案件についても、一定数審査することとしている
- 寄付金、協力金については、審査対象期間における全件を抽出

（審査ポイント）

- 個別案件の手続きが社内規程どおり適切に行われているかどうか
- そのうえで工事の発注・契約等については、特命発注案件において、例えば技術力等において他に匹敵する取引先がないかなど、合理的な理由があるかどうか、あるいは事前情報提供や元請会社の関与に問題がないか、について審査を実施
- 寄付金、協力金については、事業内容や相手方の適切性等について審査を実施

(審査状況)

委員会	審査対象	対象期間※1	対象件数		抽出件数※2	
			関西電力	送配電	関西電力	送配電
第3回 (2020.7.30)	工事の発注・契約等	4/25～5/31	944件	883件	9件	4件
	寄付金	4/25～6/30	3件	0件	3件	0件
	協力金	4/25～6/30	0件	0件	0件	0件
第4回 (2020.10.8)	工事の発注・契約等	6/1～7/31	622件	709件	33件	4件
	寄付金	7/1～7/31	2件	1件	2件	1件
	協力金	7/1～7/31	0件	0件	0件	0件
第5回 (2020.12.14)	工事の発注・契約等	8/1～9/30	1,573件	1,941件	35件※3	21件
	寄付金	8/1～9/30	2件	2件	2件	2件
	協力金	8/1～9/30	0件	0件	0件	0件

※1:社内規程の制定(4/24)の翌日以降

※3:子会社案件6件を含む

※2：抽出件数については、年間の対象件数が約2万件であり、その1％程度を審査することとした。
件数については、委員が妥当であると確認して決定した。

○第5回までに指導※を受けた案件は関西電力で 1 件あり、次の対応を行った。

関西電力	【内容】 -第 4 回委員会- 工事の発注・契約等案件のうち、病院施設において、複数社の取扱いがある一般的な医療機器を購入する際に、一定の理由を付して特命発注していたが、今後、競争発注へ移行することを確認。 【対応状況】 特命発注に関する社内規程の認識不足によるものであったことから、調達本部が所管箇所に対し、関連するルールの周知徹底を図り、今後、競争発注へ移行することとした。
関西送配電	指導を受けた案件なし

○第5回までに助言※を受けた案件は関西電力で 1 件あり、次の対応を行った。

関西電力	【内容】 -第 3 回委員会- 工事の発注・契約等の個別案件審査のうち一部の案件については、今後、競争発注の可能性についても検討していくことを確認。 【対応状況】 調達本部が工事所管部門とともに、競争発注への移行の可能性について検討を進めている。
関西送配電	助言を受けた案件なし

※「指導」：審査の結果、不適とされたもの 「助言」：審査の結果、適切とされたが、改善に向けた気付きの提示があったもの

調達等審査委員会	コンプライアンス委員会	取締役会
第1回（5/26）、第2回（6/19） 「工事の発注・契約等や寄付金・協力金支出の手続きに関する社内規程の適切性や審査の方法等」	6/12、10/12 報告内容について異議なく了承された	6/25 報告内容について異議なく了承された
第3回（7/30）、第4回（10/8） 「個別案件（工事の発注・契約等、寄付金・協力金）の審査結果」 「個別案件（工事の発注・契約等、寄付金・協力金）の審査結果や自部門契約牽制強化の仕組みづくりについて」	10/12 報告内容について異議なく了承された	10/13 報告内容について異議なく了承された
第5回（12/14） 「子会社を含めた個別案件（工事の発注・契約等、寄付金・協力金）の審査結果」	12/21 報告内容について異議なく了承された	12/28 報告内容について異議なく了承された

- 業務改善計画の策定（2020年3月30日）以降、本計画に基づき、
 - 1. 今回の処分を踏まえた役職員の責任の所在の明確化
 - 2. 健全かつ適切な業務運営に取り組むための法令等遵守体制の抜本的な強化並びに法令等遵守を重視する健全な組織風土の醸成
 - 3. 工事の発注・契約に係る業務の適切性及び透明性を確保するための業務運営体制の確立
 - 4. 上記を確実に実行し、定着を図るための新たな経営管理体制の構築について、再発防止のための具体的方策を着実に実行しています。
- 上記の具体的方策のうち、3. 工事の発注・契約に係る業務の適切性及び透明性を確保するための業務運営体制の確立については、発注業務等の適切性及び透明性の確保に向けて、外部の専門家等で構成される「調達等審査委員会」を設置し、委員会は、社内規程に基づき業務が適切に執行されているかの審査を行い、必要に応じて業務所管部門へ指導・助言するとともに、審査概要を公開しています。
- 業務所管部門は、第三者委員会の報告書において、森山氏からの要求に沿った事前発注約束等があったとの指摘を踏まえ、特定の個人や企業の不当な要求に応じ、工事の発注・契約手続き等を進めるという不適切な運用を禁止するため、再発防止策として、下記の社内規程を制定するとともに運用ルールを整理しており、現在はこれらに基づき適正な業務運営を行っています。
 - ①特定の個人や企業のみを対象とした工事の発注・契約等に係る事前情報提供の禁止
 - ・競争発注を形骸化させることがないよう、特定の個人や企業に対してのみ便益を供するような、工事の発注・契約等に関する情報の事前提供は行わない。

②事前発注約束につながる個別の工事の発注・契約等に係る金額の開示の禁止

- ・事前発注約束につながらないよう、個別の工事等あるいは年度ごとの発注予定額に見合う工事等について、いかなる個人や企業に対しても、事前の金額（予算額、契約予定金額）の開示は一切行わない。

③元請会社の工事の発注・契約等に対する不適切な関与の禁止

- ・特定の個人や企業に対して、間接発注を通じて便益を供するような情報提供を行わないとともに、元請会社が下請会社を選定するにあたり、当社から特定の個人や企業に対してのみ便益を供するような不適切な関与をしない。

④特定の個人や企業に対する合理性のない特命発注の禁止

- ・特定の個人や企業に対してのみ便益を供するような、合理的な理由のない特命発注は行わない。

⑤寄付金・協力金の不透明な抛出の禁止

- ・個人が他用途に利用することが可能な口座への抛出等がされないよう、寄付金・協力金の支出にあたっては、相手方、資金使途を明確化する。

○また、工事の発注・契約手続き等に係る不適切な運用の禁止について、子会社に対し、社内規程の見直しなど厳正化を依頼し、その整備状況を調達等審査委員会に報告しています。なお、当社が子会社に発注する案件について調達等審査委員会の委員が審査の対象とした場合、当該案件に係る子会社からの発注についても、審査対象とすることを社内規程に明記し、グループ全体で工事の発注・契約に係る業務の適切性および透明性の確保に取り組んでいます。

○調達等審査委員会は、これらの社内規程や運用ルールについて２回審査を行い、その適切性を評価したうえで、現在、個別案件の審査を実施し、８頁のような個別案件に対する指導、助言を行っており、役割を十分に果たしております。

- 更には、調達等審査委員会の実施結果は、コンプライアンス委員会ならびに取締役会に報告しており、その場で受けた指導・助言に対しては、速やかに対応策を検討・実施いたします。
- その他、執行役会議において調達等審査委員会の取組みを広く従業員へ周知すべきとの意見を受け、一部の発注関係者だけではなく、全従業員に対して、第三者視点に対する意識向上、本委員会における取組内容や評価結果に対する理解促進のため、調達等審査委員会の審議結果について、補足・解説を加え、関西電力および関西電力送配電の社内サイトに掲載し、周知しています。
- 加えて、関西電力と関西電力送配電の全従業員を対象に、工事の発注・契約手続き等に係る不適切な運用の禁止に関する社内規程の制定・改正内容の理解促進ならびに当該規程に基づく適正な業務遂行を目的として、eラーニングを実施しました。(10/26～11/30)

以上のような取り組みにより、今般のような不祥事を決して起こすことがないよう、最大限努めております。

第4回「調達等審査委員会」の開催結果

日 時：2020年10月 8日（木）10：00～11：30

場 所：関西電力株式会社 本店

出席者：委員長：瀧 洋二郎（たき ようじろう）弁護士

社外委員：高田 篤（たかだ あつし） 公認会計士

石亀 篤司（いしがめ あつし）大阪府立大学 教授

社内委員：彌園 豊一（みその とよかず）エグゼクティブ推進室担当役員

議 題：個別案件（調達、寄付金）の審査結果や自部門契約牽制強化
の仕組みづくりについて

【議事概要】

＜個別案件審査結果＞

- ・個別案件審査（調達、寄付金）を実施し、審議の結果、一部の調達案件を除き、適切と評価。
- ・調達案件のうち、病院施設において、複数社の取扱いがある一般的な医療機器を購入する際に、一定の理由を付して特命発注していたが、今後、競争発注へ移行することを確認。

＜自部門契約牽制強化の仕組みづくり関連＞

- ・所管箇所が権限を有する契約案件に対し、調達本部が事後審査を強化する仕組みについて審議され、適切と評価。今後、調達本部の事後審査結果を調達等審査委員会に報告することを確認。

以 上

第4回「調達等審査委員会」の開催結果

日 時：2020年10月 8日（木）10：00～11：30
場 所：関西電力株式会社 本店
出席者：委員長：瀧 洋二郎（たき ようじろう）弁護士
社外委員：高田 篤（たかだ あつし） 公認会計士
石亀 篤司（いしがめ あつし）大阪府立大学 教授
社内委員：彌岡 豊一（みその とよかず）システム推進室担当役員

議 題：個別案件（調達、寄付金）の審査結果や自部門契約率制強化の仕組みづくりについて

【議事概要】

<個別案件審査結果>

- ・個別案件審査（調達、寄付金）を実施し、審議の結果、一部の調達案件を除き、適切と評価。
- ・調達案件のうち、病院施設において、複数社の取扱いがある一般的な医療機器を購入する際に、一定の理由を付して特命発注していたが、今後、競争発注へ移行することを確認。

<自部門契約率制強化の仕組みづくり関連>

- ・所管箇所が権限を有する契約案件に対し、調達本部が事後審査を強化する仕組みについて審議され、適切と評価。今後、調達本部の事後審査結果を調達等審査委員会に報告することを確認。

以 上

【上記HP掲載内容についての補足・解説】

<個別案件審査結果>

➤ 委員会における指摘事項ならびに委員からの主なコメント

- ① 調達の個別案件について、当社は競争発注を大前提とし、合理性の無い特命発注は行わないこととしているが、今回、関西電力病院における発注案件において、競争発注が可能であったにもかかわらず特命発注していたことを審査で指摘された。

「工事の発注・契約手続き等に係る不適切な運用の禁止に関するeラーニング」

調達本部 計画グループ
2020年10月

はじめに

- 2020年3月30日に策定された業務改善計画における、「工事の発注・契約手続き等に係る不適切な運用の禁止」に基づき、社内ルールを制定または改正しました。これらを社員一人ひとりが正しく理解し、お客さまや社会からの信頼回復に向け適切に実行していくことが大切です。
- 本eラーニングは、当社が行う発注・契約等の適切性を確保するために、私たちが遵守しなければならない発注・契約等に係る社内ルールについて、学習していただきます。
- 今回の学習により、当該社内ルールを理解し、適切に業務を遂行いただくようお願いします。
- 所要時間は、約15分です。